

## 瀬戸内海環境保全の主な動き

年	法令の動き・主な施策	主な出来事
昭和46年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・46.7.1 環境庁発足</li> <li>・46.10.28 大石環境庁長官を会長とする関係省庁からなる、「瀬戸内海環境保全対策推進会議」発足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・46.7.14 第1回瀬戸内海環境保全知事・市長会議（於：神戸） （沿岸 11 府県・3 政令市で構成、「瀬戸内海環境保全憲章」の制定）</li> </ul>
47年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・47.5.22 第1回瀬戸内海水質汚濁総合調査を実施。以後 48 年度にかけて5回実施</li> <li>・47.6.22 「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」公布（47.10.1 施行）（無過失損害賠償責任制度の導入）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・47.7 中旬～8 中旬 播磨灘を中心に大規模赤潮被害発生（1,400 万尾の養殖ハマチへい死、71 億円の漁業被害）</li> <li>・47.8.3 第2回知事・市長会議（るり丸船上会議）</li> </ul>
48年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・48.9.20 公有水面埋立法の一部を改正する法律公布（埋立免許基準として環境保全への配慮を明記）</li> <li>・48.10.2 瀬戸内海環境保全臨時措置法（3年間の時限立法）が与野党全議員一致の議員立法として成立し公布される（48.11.2 施行） 法の主な内容としては （1）瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画（瀬戸内海環境保全基本計画）の策定 （2）基本計画ができるまでの当面の措置として （イ）産業排水に係るCOD汚濁負荷量を3年間で47年当時の1/2にする。 （ロ）特定施設の設置・変更に関する許可制 （ハ）埋立てについての特別の配慮 （3）瀬戸内海環境保全審議会の設置 ◎対象府県は沿岸11府県</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・48.7 第1回瀬戸内海環境保全月間を展開</li> </ul>
49年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・49.1.31 瀬戸内海環境保全審議会「瀬戸内海環境保全臨時措置法第4条第1項に基づく汚濁負荷量の割当てについて」答申</li> <li>・49.2.1 環境庁「産業排水に係るCOD汚濁負荷量割当て量」を各府県に通知</li> <li>・49.5.9 瀬戸内海環境保全審議会「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針について」答申</li> <li>・49.6.18 環境庁、埋立てについての規定の運用に関する基本方針を各府県に通知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・49.12.18 水島コンビナートにおける油流出事故発生</li> </ul>
50年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・50.1.8 緊急知事・市長会議（水島油流出事故対策）</li> <li>・50.1 及び7 徳島県及び香川県の漁民が赤潮訴訟提起（60.7.30 和解）</li> <li>・50.6 第3回瀬戸内海環境保全月間（時期を7月から6月に変更）</li> </ul>
51年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・51.5.28 瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部を改正する法律公布（期限を2年間延長）</li> <li>・51.9.1 海洋汚染防止法が改正され、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」として施行される 主な改正点 （1）大量に油が排出された場合に対処するための措置 （2）海上災害が発生した場合に対処するための措置 （3）海上災害防止センターの設立</li> <li>・51.12.1 瀬戸内海環境保全審議会「瀬戸内海の保全に関する基本計画の基本的考え方について」答申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・51.12.22 社団法人瀬戸内海環境保全協会設立</li> </ul>

年	法令の動き・主な施策	主な出来事
52年	<ul style="list-style-type: none"> <li>52.9.20 赤潮研究会設置（環境庁、水産庁共催） （57.6.8 組織を一部再編し、赤潮問題研究会とする。）</li> <li>52.12.9 中央公害対策審議会「水質総量規制制度のあり方について」答申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>52.8 播磨灘において大規模赤潮発生（養殖ハマチ 330 万尾へい死、被害金額 30 億円）</li> <li>52.8.22 第7回知事・市長会議（こはく丸船上会議）</li> </ul>
53年	<ul style="list-style-type: none"> <li>53.4.21 「瀬戸内海環境保全基本計画」閣議決定</li> <li>53.6.13 瀬戸内海環境保全臨時措置法が改正され、瀬戸内海環境保全特別措置法となるとともに、水質汚濁防止法が一部改正され（54.6.12 施行）、瀬戸内海及び閉鎖性海域についての、総量削減制度が導入される。</li> </ul> <p>瀬戸内海環境保全特別措置法の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>臨時措置法で規定されている事項で今後とも必要と認められる施策は引き続き講ずるとともに、新たに次の施策が導入された。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 基本計画に基づく府県計画の策定</li> <li>(2) 総量削減制度の実施</li> <li>(3) 富栄養化による被害の発生防止を図るためのりんの削減対策</li> <li>(4) 自然海浜保全地区の指定等による自然海浜の保全</li> <li>(5) 海難等による油の排出の防止、赤潮発生機構の解明等</li> </ul> </li> </ul> <p>◎対象府県は京都府、奈良県を加え 13 府県となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>53.7 播磨灘において大規模赤潮発生（養殖ハマチ 280 万尾へい死、被害金額 33 億円）</li> </ul>
54年	<ul style="list-style-type: none"> <li>54.6.22 内閣総理大臣「東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の化学的酸素要求量に係る総量削減基本方針」を策定、関係府県知事に通知（第1次総量削減）</li> <li>54.7.13 環境庁長官「燐及びその化合物に係る削減指導方針」策定を関係府県知事に指示（第1次りん削減指導）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>54.6.19 第9回知事・市長会議（13 府県・4 政令市で構成）</li> </ul>
55年	<ul style="list-style-type: none"> <li>55.3.18 関係府県「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」を策定</li> <li>55.3.24 環境庁「富栄養化対策について」を公表、政府各省庁に対し、りんを含む合成洗剤の使用自粛等に関して要請</li> <li>55.4.1 兵庫県、愛媛県、自然海浜保全条例等を施行 広島県（55.5.1）福岡県（55.10.1）香川県（55.12.20）徳島県（56.1.1）岡山県・大分県（56.4.1）大阪府（56.10.1）山口県（57.4.1）和歌山県（11.6.1）</li> <li>55.4～5 関係府県「燐及びその化合物に係る削減指導方針」を策定</li> </ul>	
56年	<ul style="list-style-type: none"> <li>56.7.15 関係府県「瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画」を策定</li> <li>56.11.30 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布（57.1.1 施行）（特定施設の追加）</li> </ul>	
57年	<ul style="list-style-type: none"> <li>57.11.18 「湖沼の窒素及び燐に係る環境基準の設定について」中央公害対策審議会から答申</li> </ul>	
58年	<ul style="list-style-type: none"> <li>58.5.26 「海洋汚染防止及び海上災害の防止に関する法律」の一部を改正する法律公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>58.10.6 瀬戸内海環境保全特別措置法制定 10 周年記念式典（於：神戸市）</li> </ul>
59年	<ul style="list-style-type: none"> <li>59.7.27 湖沼水質保全特別措置法公布（60.3.21 施行）</li> <li>59.9.5 「窒素及び燐に係る排水基準の設定について」中央公害対策審議会より答申</li> </ul>	
60年	<ul style="list-style-type: none"> <li>60.5.17 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布施行（窒素、燐を湖沼に係る規制対象項目に追加）</li> <li>60.10.9 「瀬戸内海の富栄養化防止に関する基本的考え方について」瀬戸内海環境保全審議会より答申</li> <li>60.12.26 環境庁長官「燐及びその化合物に係る削減指導方針の策定について」関係府県知事に指示（第2次りん削減指導）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>60.3.28 名水百選発表</li> <li>60.7.31 第15回知事・市長会議及び瀬戸内文化シンポジウム（さんふらわあセブン船上）</li> </ul>

年	法令の動き・主な施策	主な出来事
61年	<ul style="list-style-type: none"> <li>61.4～5 関係府県「燐及びその化合物に係る削減指導方針」を策定</li> <li>61.10.29 中央公害対策審議会「水質の総量規制に係る総量規制基準の設定方法の改定について」答申</li> <li><b>61.12.10 「水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する総理府令」公布</b> (総量規制基準の見直し)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>61.5.16 社団法人瀬戸内海環境保全協会10周年記念式典(於:神戸市)</li> <li>61.10.15 水質汚濁防止法施行15周年記念行事(於:東京)</li> </ul>
62年	<ul style="list-style-type: none"> <li>62.1.23 内閣総理大臣「東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の化学的酸素要求量に係る総量削減基本方針」を策定、関係府県知事に通知(第2次総量削減)</li> <li>62.4.24 関係府県「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」を策定</li> <li>62.12.21 関係府県「瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画」を一部変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>62.8 播磨灘において大規模赤潮被害発生(養殖ハマチ140万尾へい死、被害金額24億円)</li> </ul>
63年	<ul style="list-style-type: none"> <li>63.8.26 水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令公布(63.10.1施行)(特定施設の追加)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>63.6.27 水環境フォーラム開催(於:東京)</li> <li>63.7.20 瀬戸内海環境シンポジウム(倉敷市)</li> </ul>
平成元年	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.3.29 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布(1.10.1施行)(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを規制対象項目に追加)</li> <li>1.6.28 水質汚濁防止法の一部を改正する法律公布(1.10.1施行)(有害物質による地下水汚染の未然防止及び有害物質の流出事故による環境汚染の拡大の防止を図るため、必要な措置を講ずるための規定を整備)</li> </ul>	
2年	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>2.6.22 「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」公布(2.9.22施行)</b>(生活排水対策に係る行政及び国民の責務等生活排水対策の実施の推進に関する措置等を定めるとともに、瀬戸内海地域においてみなし指定地域特定施設制度を創設)</li> <li>2.7.25 中央公害対策審議会水質部会総量規制専門委員会「第三次総量規制に当たっての基本的考え方について(報告)」</li> <li><b>2.9.14 「水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令」公布(2.9.22施行)</b>(指定地域特定施設として201人以上500人以下のし尿浄化槽を指定等)</li> <li>2.12.15 「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲を定める件」告示(総量規制基準の見直し)</li> <li>2.12.27 環境庁長官「燐及びその化合物に係る削減指導方針の策定について」関係府県知事に指示(第3次りん削減指導)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2.8.3～6 第1回世界閉鎖性海域環境保全会議(エメックス'90)(於:神戸市)</li> </ul>
3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>3.1.11 内閣総理大臣「東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の化学的酸素要求量に係る総量削減基本方針」を策定、関係府県知事に通知(第3次総量削減)</li> <li>3.4.9 中央公害対策審議会「水質汚濁防止法の規制対象施設の追加について」答申</li> <li>3.4～5 関係府県「燐及びその化合物に係る削減指導方針」を策定</li> <li>3.7.26 「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布(3.10.1施行)(トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設及びこれらの物質の蒸留施設を特定施設として追加)</li> <li>3.9.30 中央公害対策審議会「指定湖沼における窒素、燐の削減対策のあり方について」答申</li> <li>3.9.30 中央公害対策審議会「水質汚濁に係る環境基準監視のための測定方法に水質自動監視測定装置による測定を加えることについて」答申</li> <li><b>3.10.30 「湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令」公布施行</b>(児島湖等5指定湖沼について汚濁負荷量規制の対象項目として窒素・りんを追加)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3.6.24 水質汚濁防止法施行20周年記念式典水環境フォーラム'91 清らかな水環境を求めて(於:東京)</li> </ul>

年	法令の動き・主な施策	主な出来事
3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>3.12.27 「水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正の告示（3.12.27 施行）（水質汚濁に係る環境基準監視のための測定方法に水質自動監視測定装置による測定を加えた（pH, DO））</li> </ul>	
4年	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.6.15 関係府県「瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画」を一部変更</li> <li>4.10.20 中央公害対策審議会及び自然環境保全審議会「環境基本法制のあり方について」答申</li> <li>4.12.24 大阪湾臨海地域開発整備法公布、施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.3.30 瀬戸内海研究会議設立総会・シンポジウム（於：神戸市）</li> <li>4.8.27～28 第1回瀬戸内海研究フォーラム（於：広島市）</li> </ul>
5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.1.18 中央公害対策審議会「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目追加等について」答申</li> <li>5.3.8 「水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正の告示（人の健康の保護に関する環境基準にトリクロロエチレン等15項目追加）</li> <li>5.6.10 中央公害対策審議会「海域の窒素及びリンに係る環境基準等の設定について」答申</li> <li>5.8.4 大阪湾臨海地域開発整備法に基づく地域指定の告示</li> <li>5.8.27 水質汚濁防止法施行令の一部改正公布（10.1 施行）（排水基準の対象項目に窒素及びりんを追加）</li> <li>5.8.27 「水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正の告示（海域の窒素及びりんに係る環境基準の設定）</li> <li>5.10.25 大阪湾臨海地域開発整備法に基づく「大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備等に関する基本方針」の告示</li> <li>5.11.19 環境基本法公布、施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.9.27 瀬戸内海環境保全特別措置法制定 20周年記念式典（於：神戸市）</li> <li>5.11.10～13 第2回世界閉鎖性海域環境保全会議（エメックス'93）（於：米国 ボルチモア市）</li> </ul>
6年	<ul style="list-style-type: none"> <li>6.4.25 瀬戸内海環境保全審議会「瀬戸内海における窒素削減指導に関する基本的な考え方について」答申</li> <li>6.6.27 瀬戸内海環境保全審議会「瀬戸内海環境保全基本計画の変更について」答申</li> <li>6.7.8 瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正の告示（同日施行）（削減指導の指定物質に窒素を追加）</li> <li>6.7.15 瀬戸内海環境保全基本計画の一部変更の告示</li> <li>6.12.12 中央環境審議会「東京湾及び大阪湾の全窒素及び全リンに係る環境基準の水域類型の指定について」答申</li> <li>6.12.16 「環境基本計画」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6.11.30 国際エメックスセンター設立</li> </ul>
7年	<ul style="list-style-type: none"> <li>7.2.28 東京湾及び大阪湾の全窒素及び全りんに係る環境基準の水域類型の指定について告示</li> <li>7.12.15 「油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>7.1.17 阪神・淡路大震災発生</li> </ul>
8年	<ul style="list-style-type: none"> <li>8.1.26 中央環境審議会「水質の総量規制に係る総量規制基準の設定方法の改定について」答申</li> <li>8.2.20 中央環境審議会「地下水の水質の汚濁を防止するための水質浄化対策のあり方について」答申</li> <li>8.3.26 「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲を定める件」告示</li> <li>8.3.29 環境庁長官「窒素及びその化合物並びにリン及びその化合物に係る削減指導方針の策定について」関係府県知事に指示（第4次窒素・りん削減指導）</li> <li>8.4.23 内閣総理大臣「東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の化学的酸素要求量に係る総量削減基本方針」を策定（第4次総量削減）</li> <li>8.6.5 「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」公布（9.4.1 施行）（有害物質により汚染された地下水の水質の浄化のための必要な措置を定めるとともに油の流出事故による水質汚濁を防止するための事故時の措置に関する規定を整備した。）</li> </ul>	

年	法令の動き・主な施策	主な出来事
8年	<ul style="list-style-type: none"> <li>8.6～7 関係府県「窒素及びその化合物並びに磷及びその化合物に係る削減指導方針」を策定</li> <li>8.7 関係府県「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」を策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>8.12.17 第26回瀬戸内海環境保全知事・市長会議（「瀬戸内海景観宣言」採択）</li> </ul>
9年	<ul style="list-style-type: none"> <li>9.3.6 中央環境審議会「地下水の水質の汚濁に係る環境基準の設定について」答申</li> <li>9.3.6 中央環境審議会「播磨灘北西部等の全窒素及び全磷に係る環境基準の水域類型の指定について」答申</li> <li>9.3.13 「地下水の水質の汚濁に係る環境基準について」告示</li> <li>9.4.28 「播磨灘北西部等の全窒素及び全磷に係る環境基準の水域類型の指定について」告示</li> <li>9.9.16 関係府県「瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画」を一部変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>9.1.2 ナホトカ号油流出事故</li> <li>9.8.11～14 第3回世界閉鎖性海域環境保全会議（エメックス'97）（於：スウェーデン スtockホルム市）</li> </ul>
10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>10.1.30 「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令」の一部を改正する政令公布（10.7.1施行）（船舶からの排出等の規制の対象となる有害液体物質の追加）</li> <li>10.3.9 中央環境審議会「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて」及び「水質汚濁防止法の特定施設の追加等について」答申</li> <li>10.5.20 「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布（10.6.17施行）（特定施設にPCBの処理にかかる産業廃棄物処理施設を追加）</li> <li>10.9.24 「水質汚濁防止法の排水基準を定める総理府令の改正」公布（10.10.1施行）（閉鎖性海域に係る窒素・りんの暫定排水基準の見直し）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10.3.12 日本の水浴場55選発表</li> <li>10.11.7 瀬戸内海環境保全大臣・知事円卓会議（於：丸亀市）</li> </ul>
11年	<ul style="list-style-type: none"> <li>11.1.19 瀬戸内海環境保全審議会「瀬戸内海における新たな環境保全・創造施策のあり方について」答申</li> <li>11.2.2 中央環境審議会「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目の追加等について」（第1次答申）</li> <li>11.2.22 「水質汚濁に係る環境基準について」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正の告示（人の健康の保護に関する環境基準項目に「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」、「ほう素」、「ふっ素」の3項目を追加）</li> <li>11.9.6 瀬戸内海環境保全審議会「瀬戸内海環境保全基本計画の変更について」諮問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>11.11.9～12 第4回世界閉鎖性海域環境保全会議（エメックス'99）（於：トルコ アンタルヤ市）</li> </ul>
12年	<ul style="list-style-type: none"> <li>12.2.8 中央環境審議会「第5次水質総量規制の在り方について」答申</li> <li>12.10.9 「水質に係るCODの総量規制基準の設定方法及び窒素及び磷の総量規制基準の設定方法及び汚濁負荷量の測定方法等の設定について」答申</li> <li>12.12.7 瀬戸内海環境保全審議会「瀬戸内海環境保全基本計画の変更について」答申</li> <li>12.12.19 「瀬戸内海環境保全基本計画の変更について」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際エメックスセンター解散</li> <li>12.4.1 （財）国際エメックスセンター設立</li> </ul>
13年	<ul style="list-style-type: none"> <li>13.1.6 環境省発足</li> <li>13.1.6 瀬戸内海環境保全審議会が中央環境審議会に統合</li> <li>13.6.13 「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布（13.7.1施行）人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として、「ほう素及びその化合物」「ふっ素及びその化合物」「アンモニア、アンモニウム化合物」、「亜硝酸化合物及び硝酸化合物」を追加 特定施設として、「石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設」を追加</li> <li>13.11.9 「水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令」公布（13.12.1施行）（窒素及びりんを総量削減の指定項目として追加）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>13.11.19～22 第5回世界閉鎖性海域環境保全会議（EMECS2001）（於：神戸市、淡路島）</li> </ul>

年	法令の動き・主な施策	主な出来事
13年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 13. 11. 21 「ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部を改正する政令」公布 (13. 12. 1 施行) (硫酸カリウムの製造に係る施設等をダイオキシン類対策特別措置法の特定施設 (水質基準対象施設) に追加)</li> <li>・ 13. 11. 28 「水質汚濁防止法施行規則及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令」公布 (13. 12. 1 施行)</li> <li>・ 13. 12. 11 環境大臣「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針 (東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海)」を策定 (第5次総量削減)</li> <li>・ 13. 12. 13 「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」告示</li> <li>・ 13. 12. 13 「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」告示</li> <li>・ 13. 12. 13 「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」告示</li> <li>・ 13. 12. 13 「窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法」告示</li> <li>・ 13. 12. 13 「りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法」告示</li> <li>・ 13. 12. 25 中央環境審議会「東京湾、伊勢湾及び大阪湾の全窒素及び全磷に係る環境基準の暫定目標の見直しについて」答申</li> </ul>	
14年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 14. 3. 7 児島湖等5指定湖沼に係る湖沼水質保全計画の計画の環境大臣同意</li> <li>・ 14. 3. 15 「環境基本法第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を定める件」告示</li> <li>・ 14. 3. 29 「環境基本法第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を定める件」告示</li> <li>・ 14. 6. 24 中央環境審議会「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質の汚濁のうち水底の汚染に係る環境基準の設定等について」答申</li> <li>・ <b>14. 6. 27 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の同意</b></li> <li>・ 14. 7. 15 「公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型を指定する件」告示</li> <li>・ 14. 7. 18 「瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画の変更への同意について」</li> <li>・ 14. 7. 22 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」告示</li> <li>・ 14. 7. 25 「ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部を改正する政令」公布</li> <li>・ 14. 11. 29 「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」の公布、施行</li> <li>・ <b>14. 12. 11 「自然再生推進法」の公布 (15. 1. 1 施行)</b></li> </ul>	
15年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15. 2. 28 中央環境審議会「瀬戸内海の一部の全窒素及び全磷に係る環境基準の暫定目標の見直しについて」答申</li> <li>・ 15. 4. 1 「自然再生基本方針」閣議決定</li> <li>・ 15. 5. 14 「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布 (15. 10. 1 施行)</li> <li>・ <b>15. 7. 25 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」公布 (15. 10. 1 一部施行)</b></li> <li>・ 15. 9. 12 中央環境審議会「水生生物の保全に係る水質環境基準の設定について」答申</li> <li>・ 15. 9. 1 「排水基準を定める総理府令等の一部を改正する総理府令の一部を改正する省令」公布</li> <li>・ 15. 11. 5 「水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件」告示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15. 3. 16～23 「第3回世界水フォーラム」及び「閣僚級国際会議」開催 (京都府、大阪府、滋賀県)</li> <li>・ 15. 10. 14 瀬戸内海環境保全特別措置法制定30周年記念式典 (於：神戸市)</li> </ul>

年	法令の動き・主な施策	主な出来事
15年	<ul style="list-style-type: none"> <li>15.12.22 中央環境審議会「今後の廃棄物の海洋投入処分等の在り方について」答申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>15.11.18～21 第6回世界閉鎖性海域環境保全会議 (EMECS2003) (於: タイ バンコク市)</li> </ul>
16年	<ul style="list-style-type: none"> <li>16.1.30 <b>「瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令」公布(同日施行)</b> (特定施設の構造等の変更に係る事前評価等の簡素化)</li> <li>16.2.26 「第6次水質総量規制の在り方について」中央環境審議会に諮問、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて」答申</li> <li>16.5.31 「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」公布(17.7.1施行 ほう素、ふっ素、アンモニア及び亜硝酸・硝酸化合物に係る暫定排水基準の見直し)</li> <li>16.6.18 <b>景観法公布(16.12.17施行)</b></li> </ul>	
17年	<ul style="list-style-type: none"> <li>17.5.16 中央環境審議会「第6次水質総量規制の在り方について」答申</li> <li>17.6.22 「湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律」公布(18.4.1施行)</li> <li>17.10 環境省地方環境事務所の設置(全国で7事務所)</li> </ul>	
18年	<ul style="list-style-type: none"> <li>18.1.31 「排水基準を定める総理府令の一部を改正する総理府令の一部を改正する省令」公布(18.2.1施行 セレン及びその化合物に係る暫定排水基準の見直し)</li> <li>18.4.28 中央環境審議会「水生生物の保全に係る排水規制等の在り方について」「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」答申</li> <li>18.7.6 中央環境審議会「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びリン含有量の総量規制基準の設定方法について」答申</li> <li>18.10.13 「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」告示</li> <li>18.10.13 「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」告示</li> <li>18.10.13 「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」告示</li> <li>18.11.23 「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針(東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海)」を策定(第6次総量削減)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>18.5.9～5.12 第7回世界閉鎖性海域環境保全会議 (EMECS7) (於: フランス カーン市)</li> </ul>
19年	<ul style="list-style-type: none"> <li>19.3.18 <b>「海洋基本計画」閣議決定</b></li> <li>19.4.27 <b>海洋基本法公布(7.20施行)</b></li> <li>19.5.24 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の環境大臣同意</li> <li>19.6.1 「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」公布</li> <li>19.6.1 <b>「21世紀環境立国戦略」閣議決定</b></li> <li>19.11.26 <b>「第三次生物多様性国家戦略」閣議決定</b></li> </ul>	
20年	<ul style="list-style-type: none"> <li>20.5.19 「瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画の変更について」環境大臣同意</li> <li>20.7.15 <b>「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」公布施行</b></li> <li>20.9.30 <b>「排水基準を定める省令の一部を改正する省令公布(閉鎖性海域に係る窒素・リンの暫定排水基準の見直し)」</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>20.10.27～30 第8回世界閉鎖性海域環境保全会議 (EMECS8) (於: 中国 上海市)</li> </ul>

年	法令の動き・主な施策	主な出来事
21年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21. 2. 26 「第7次水質総量削減の在り方について」中央環境審議会に諮問</li> <li>・21. 8. 19 「今後の環境影響評価制度の在り方について」中央環境審議会に諮問</li> <li>・21. 8. 19 「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について」中央環境審議会に諮問</li> <li>・21. 11. 30 「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」告示</li> <li>・21. 11. 30 「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」告示</li> <li>・21. 11. 30 「水質汚濁防止法に基づく排水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について」中央環境審議会に諮問</li> </ul>	
22年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・22. 1. 29 中央環境審議会「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について」答申</li> <li>・22. 2. 22 中央環境審議会「今後の環境影響評価制度の在り方について」答申</li> <li>・22. 3. 1 「閉鎖性海域中長期ビジョン」策定</li> <li>・<b>22. 3. 16 「生物多様性国家戦略2010」閣議決定</b></li> <li>・22. 3. 30 「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」閣議決定</li> <li>・22. 3. 31 中央環境審議会「第7次水質総量削減の在り方について」答申</li> <li>・22. 5. 10 「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」公布</li> <li>・22. 5. 18 「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について」中央環境審議会に諮問</li> <li>・22. 6. 1 「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」公布（22. 7. 1 施行）</li> <li>・22. 6. 14 中央環境審議会「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」第4次答申</li> <li>・22. 9. 24 「河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件」告示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・22. 10. 18～29 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）（於：名古屋市）、名古屋議定書、愛知目標採択</li> </ul>
23年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・23. 1. 17 中央環境審議会「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について」答申</li> <li>・23. 2. 15 中央環境審議会「地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について」答申</li> <li>・23. 2. 18 中央環境審議会「水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について」答申</li> <li>・23. 2. 18 中央環境審議会「水質汚濁防止法に基づく排水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について」答申</li> <li>・<b>23. 3. 29 「海洋生物多様性保全戦略」策定</b></li> <li>・23. 3. 31 「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」一部改正告示</li> <li>・23. 3. 31 「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」一部改正告示</li> <li>・23. 3. 31 「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」一部改正告示</li> <li>・23. 6. 15 環境大臣「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海）」を策定（第7次総量削減）</li> <li>・23. 6. 22 「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」公布</li> <li>・23. 7. 15 「水質汚濁防止法に基づく有害物質貯蔵指定施設となる対象施設並びに有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準の設定及び定期点検の方法について」中央環境審議会に諮問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・23. 3. 11 東日本大震災発生</li> </ul>

年	法令の動き・主な施策	主な出来事
23年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・23. 7. 20 「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方について」中央環境審議会に諮問</li> <li>・23. 7. 22 中央環境審議会「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて」第3次答申</li> <li>・23. 9. 29 中央環境審議会「水質汚濁防止法に基づく有害物質貯蔵指定施設の対象となる施設について」第1次答申</li> <li>・23. 10. 28 「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」公布（23. 11. 1 施行）</li> <li>・23. 11. 28 「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布（24. 6. 1 施行）</li> <li>・23. 12. 26 中央環境審議会「水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準の設定及び定期点検の方法について」第2次答申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・23. 8. 28～31 第9回世界閉鎖性海域環境保全会議（EMECS 9）（於：米国ボルチモア市）</li> </ul>
24年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24. 1. 27 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の環境大臣同意</li> <li>・24. 3. 7 中央環境審議会「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について」第2次答申</li> <li>・24. 3. 27 「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」公布（24. 6. 1 施行）</li> <li>・<b>24. 4. 27 「第四次環境基本計画」閣議決定</b></li> <li>・24. 5. 23 「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布（24. 5. 25 施行）</li> <li>・24. 9. 26 「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布（24. 10. 1 施行）</li> <li>・<b>24. 9. 28 「生物多様性国家戦略2012-2020」閣議決定</b></li> <li>・24. 10. 30 中央環境審議会「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方について」答申</li> <li>・24. 11. 2 「海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件」告示</li> <li>・24. 11. 30 中央環境審議会「環境基本法の改正を踏まえた放射性物質の適用除外規定に係る環境法令の整備について」意見具申</li> </ul>	
25年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・25. 1. 25 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布、施行</li> <li>・25. 3. 27 「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」告示</li> <li>・25. 6. 5 「海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件」一部改正告示（大阪湾における水生生物保全環境基準の類型指定）</li> <li>・25. 6. 10 「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」公布（25. 7. 1 施行）</li> <li>・25. 6. 21 「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」公布（25. 12. 20 施行）</li> <li>・<b>25. 9. 4 「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」公布（閉鎖性海域の窒素・燐（りん）に係る暫定排水基準の見直し）（25. 10. 1 施行）</b></li> <li>・25. 11. 29 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布（26. 1. 1 施行）</li> <li>・25. 12. 19 「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令」公布（25. 12. 20 施行）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・25. 9. 7 瀬戸内海環境保全特別措置法制定 40 周年記念式典（於：高松市）</li> <li>・25. 10. 30～11. 3 第10回世界閉鎖性海域環境保全会議（EMECS10）（於：トルコ マルマリス市）</li> </ul>
26年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・26. 9. 8 「第8次水質総量削減の在り方について」中央環境審議会に諮問</li> </ul>	

年	法令の動き・主な施策	主な出来事
26年	<ul style="list-style-type: none"> <li>26. 9. 11 中央環境審議会「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて」「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて」答申</li> <li>26. 11. 4 「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」公布 (26. 12. 1 施行)</li> </ul>	
27年	<ul style="list-style-type: none"> <li>27. 2. 20 中央環境審議会「瀬戸内海環境保全基本計画の変更について」答申</li> <li><b>27. 2. 27 「瀬戸内海環境保全基本計画の変更について」閣議決定</b></li> <li>27. 3. 31 「海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件」一部改正告示 (播磨灘北西部、備讃瀬戸、燧灘東部における水生生物保全環境基準の類型指定)</li> <li>27. 5. 1 「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」公布 (27. 5. 25 施行)</li> <li>27. 9. 18 「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」公布 (27. 10. 21 施行)</li> <li><b>27. 10. 2 「瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律」公布、施行</b></li> <li>27. 12. 7 中央環境審議会「第8次水質総量削減の在り方について」「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて」「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて」答申</li> </ul>	
28年	<ul style="list-style-type: none"> <li>27. 12. 17 「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について」中央環境審議会に諮問</li> <li>28. 3. 30 「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」告示 (底層溶存酸素量の生活環境項目環境基準への追加)</li> <li>28. 5. 20 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」公布、施行 (水質汚濁防止法の一部改正)</li> <li>28. 5. 26 中央環境審議会「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について」答申</li> <li>28. 6. 16 「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」公布 (28. 7. 1 公布)</li> <li>28. 9. 5 「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」一部改正告示</li> <li>28. 9. 5 「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」一部改正告示</li> <li>28. 9. 5 「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」一部改正告示</li> <li>28. 9. 30 環境大臣「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針 (東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海)」を策定 (第8次総量削減)</li> <li>28. 10~11 関係府県「瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画」を一部変更</li> <li>28. 11. 15 「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令及び水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」公布 (28. 12. 1 施行、28. 12. 11 施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>28. 8. 22~8. 27 第11回世界閉鎖性海域環境保全会議 (EMECs11) (於：ロシア サンクトペテルブルク市)</li> </ul>
29年	<ul style="list-style-type: none"> <li>29. 5. 22 「海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件」一部改正告示 (燧灘北西部、広島湾西部、響灘及び周防灘における水生生物保全環境基準の類型指定)</li> <li>29. 6~7 関係都府県「総量削減計画」及び「総量規制基準」を策定 (第8次総量削減)</li> </ul>	

年	法令の動き・主な施策	主な出来事
30年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30. 4. 10 「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」公布 (30. 5. 25 施行)</li> <li>・<b>30. 4. 17 「第五次環境基本計画」閣議決定</b></li> <li>・<b>30. 5. 15 「海洋基本計画」閣議決定</b></li> <li>・<b>30. 6. 22 「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布、施行</b></li> <li>・30. 8. 28 「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」公布 (窒素・りんに係る暫定排水基準の見直し) (30. 10. 1 施行)</li> <li>・30. 10. 17 「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」公布 (30. 10. 22 施行)</li> </ul>	
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元. 6. 19 「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について」中央環境審議会に諮問</li> <li>・元. 6. 20 「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」公布 (元. 7. 1 施行)</li> <li>・元. 11. 18 「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」公布 (元. 12. 1 施行)</li> </ul>	
2年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2. 1. 31 「道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」公布 (2. 4. 1 施行)</li> <li>・2. 2. 21 「第9次水質総量削減の在り方について」中央環境審議会に諮問</li> <li>・2. 3. 30 「不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令」及び「不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係告示の整理に関する告示」公布 (同日施行)</li> <li>・2. 3. 31 中央環境審議会「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について」答申</li> <li>・2. 9. 25 「瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令」公布 (同日施行) (特定施設の構造等の変更に係る事前評価等の簡素化)</li> <li>・2. 12. 18 「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布 (2. 12. 19 施行)</li> <li>・2. 12. 28 「押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令」公布 (同日施行)</li> </ul>	
3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3. 1. 26 中央環境審議会「瀬戸内海における特定の海域の環境保全に係る制度の見直しの方向性」意見具申</li> <li>・3. 2. 26 「瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案」閣議決定</li> <li>・3. 3. 25 中央環境審議会「第9次水質総量削減の在り方について」答申</li> </ul>	